

# 定額減税しきれなかった人への不足額給付

問 課税室 ☎ (24) 8951

令和6年分所得税額および定額減税額が確定したことにより、本来給付すべき額と令和6年度定額減税しきれないと見込まれる人へ実施した調整給付(当初給付)との間で差が生じた人へ不足額の給付(調整給付金(不足額給付))が行われます。

## ▶対象

- ①市・県民税または所得税において定額減税の対象者で、令和6年分所得税額および定額減税額が確定したことにより、本来給付すべき額に不足が生じた人
- ②合計所得48万円超や事業専従者等であることにより、本人および扶養親族として定額減税の対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯にも該当しなかった人

## ▶給付額の算出方法

- ①令和6年分所得税額および定額減税額が確定したことにより決定した不足額給付所要額(1万円単位切上)から当初給付額を差し引いた額
- ②原則一律4万円

## ▶実施方法

該当する人へ支給のお知らせまたは確認書を7月下旬に発送します

給付先口座の確認が取れた人…支給のお知らせが届きます。申請などは不要。

8月下旬ころにお知らせに記載の口座へ給付されます

給付先口座の確認が取れなかった人…確認書が届きます。

必要事項を記入のうえ返送してください

## ▶その他

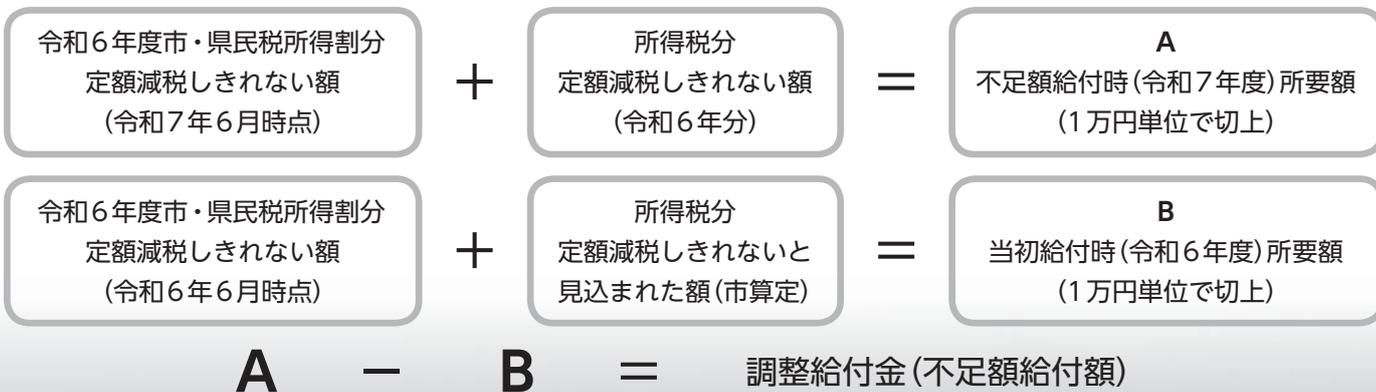
所得税(国税)の定額減税(1人につき3万円)の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください



▶申込期限 **10月31日**(金)



下の  
計算式  
を参考に



電子での申請も  
できるよ

